

北上市議会告示第12号

北上市議会個人情報保護規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年11月26日

北上市議会議長 菊 池 勝

北上市議会個人情報保護規程の一部を改正する告示

北上市議会個人情報保護規程（令和 4 年北上市議会告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開示請求等における本人確認手続等） 第10条 条例第19条第 2 項、第32条第 2 項又は第39条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の 3 に規定する在留カード、	（開示請求等における本人確認手続等） 第10条 条例第19条第 2 項、第32条第 2 項又は第39条第 2 項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。 (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第 19条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) [略]

2～5 [略]

様式第1号（第9条関係）

[略]

3 本人確認等

[略]

イ 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

[略]

[略]

保有個人情報開示請求書の記入について

1～3 [略]

4 「3 本人確認等」

づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) [略]

2～5 [略]

様式第1号（第9条関係）

[略]

3 本人確認等

[略]

イ 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐個人番号カード

☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐その他（ ）

※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

[略]

[略]

保有個人情報開示請求書の記入について

1～3 [略]

4 「3 本人確認等」

(1) 窓口に来庁して開示請求する場合

本人確認のため運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

(2)・(3) [略]

様式第2号（第12条関係）

[略]

保有個人情報の開示の実施について

1 [略]

2 窓口において開示を実施する場合

窓口に来庁して開示を受けることを希望された方は、この通知書のほか、運転免許証、健康保険証等の本人の確認ための書類をお持ちください。

[略]

3・4 [略]

様式第9号（第19条関係）

[略]

[略]

2 請求者本人確認書類

☐運転免許証 ☐健康保険被保険者証

☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

(1) 窓口に来庁して開示請求する場合

本人確認のため運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。

(2)・(3) [略]

様式第2号（第12条関係）

[略]

保有個人情報の開示の実施について

1 [略]

2 窓口において開示を実施する場合

窓口に来庁して開示を受けることを希望された方は、この通知書のほか、運転免許証等の本人の確認ための書類をお持ちください。

[略]

3・4 [略]

様式第9号（第19条関係）

[略]

[略]

2 請求者本人確認書類

☐運転免許証

☐個人番号カード

☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
[略]	[略]
[略] 保有個人情報利用停止請求書について 1 ～ 5 [略] 6 本人確認等 (1) 窓口に来庁して訂正請求する場合 本人確認のため運転免許証、 <u>健康保険の被保険者証</u> 、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。 (2)・(3) [略]	[略] 保有個人情報利用停止請求書について 1 ～ 5 [略] 6 本人確認等 (1) 窓口に来庁して訂正請求する場合 本人確認のため運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類のいずれかを提示し、又は提出してください。 (2)・(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和 6 年12月 2 日から施行する。